

問い合わせ先

(EY India 駐在)
山口 哲男・松田 博司
早坂 周子・本山 禎晃

(EY Japan 駐在)
城市 武志・

アーンスト・アンド・ヤング・インド、
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

tetsuo.yamaguchi@in.ey.com

hiroshi.matsuda@in.ey.com

shuko.hayasaka@in.ey.com

sadaaki.Motoyama@in.ey.com

joichi-tksh@shinnihon.or.jp

JBS フラッシュニュース

2016 年 9 月号 GST 速報

GST導入の憲法修正法案を大統領承認



EY

Building a better
working world

GST導入の憲法修正案を大統領承認

2016年9月8日、GST導入のための憲法改正法案が、プラナブ・ムカルジー大統領によって承認されました。これもち、法案成立となりました。2016年8月8日に法案が国会で可決されてから、大統領の承認を経て法制化される前に過半数の各州の立法議会により批准される必要がありました。

9月の第1週の末までに法案は15以上の州で批准されたので、大統領は法案を承認し、2016年9月8日をもって法律となりました。これによって、GST導入に向けてのプロセスの一環であるGST委員会設置への道を開くこととなりました。

財務大臣(委員長として)、連邦直轄領政府の歳入/財務当局の大臣、州政府の大臣(財務または同等の)で構成されるGST委員会は、法案成立から60日以内に設置される必要があります。委員会は、GST税率、免税点、非課税対象等に関して勧告する権利が付与されています。

政府はGST委員会の設置に関して2016年9月中に行う意向を示しています。今後の流れとして提案されるタイムラインは下記の通りです。

- ▶ 全ての法案を冬季国会と州議会に提出
- ▶ GSTネットワークと各州におけるITバックエンドを2016年11月までに完成
- ▶ 実際の取引を使ったソフトウェアのテストを2017年1月までに実施
- ▶ チェンジマネジメントの一環として支援プログラムを2017年3月までに完了

2016年6月にパブリックコメントを募るために公表されたドラフトであるモデルGST法から想定される課題に取り組むため、財務省からのその他役人とともに、歳入局長は既に各産業界の関連者と話し合いを開始しています。中央政府と州政府の間でのGST税率の合意、免税点、二本立ての行政管轄に関しては、GST導入に際して政府が取り組む必要のあるもうひとつの領域です。

免税点に関しては、今まで100万ルピーと提案していたものを250万ルピーへ引き上げる旨を歳入局長がほのめかしていると報道されています。

政府は2017年4月1日からのGST導入目標を達成するためにあらゆる努力を費やしてきました。産業界からこの新たなGST規定への移行に少なくとも6ヶ月の猶予を与えるよう求める陳情が多くなされていますが、必要とされる準備を急ぐ必要があると言えるでしょう。

詳細はこちらのリンク先をご覧ください。[click here](#)

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。